

(別紙)

## 釧路地域6市町村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路地域6市町村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、釧路地域6市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 釧路地域6市町村合併協議会事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長、書記その他必要な職員を置く。

2 班の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町及び音別町(以下「関係市町村」という。)の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

3 班長は、分掌事務を総括管理し、所属する書記を指揮監督する。

4 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

( 専決事項 )

第 5 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。ただし、  
100万円未満のものに限る。

(2) 職員の休暇並びに時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

( 情報公開の取扱い )

第 6 条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、会長が属する市町村 ( 以下「会長市町村」という。 ) の例によるものとする。

( 公印の取扱い )

第 7 条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者及び事務局長印とし、その名称、規格、書体、個数、使用区分及び保管責任者は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長市町村の例によるものとする。

( 職員の服務 )

第 8 条 職員の服務及び勤務条件については、関係市町村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長市町村の例によるものとする。

( 職員の給与等 )

第 9 条 職員の給与については、それぞれが所属する市、町又は村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長市町村の例により協議会が支給する。

( 委任 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班	分 掌 事 務
総 務 班	(1) 庶務及び会計に関すること (2) 合併の諸手続きに関すること (3) 協議会の会議に関すること (4) 合併に係る広報広聴に関すること (5) 合併に係わる資料の編纂に関すること (6) 人事に関すること (7) 報酬等支給に関すること (8) 合併の方式及び期日に関すること (9) 新市の名称、事務所の位置に関すること (10) 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する こと (11) 特別職、一般職の職員の身分の取扱いに関すること (12) 組織及び機構に関すること (13) 一部事務組合等の取扱いに関すること (14) 国、北海道との連絡調整に関すること (15) その他他の班に属さないこと
計 画 班	(1) 新市建設計画に関すること (2) 財政計画に関すること
調 整 班	(1) 財産及び債務の取扱いに関すること (2) 地方税の取扱いに関すること (3) 条例、規則等の取扱いに関すること (4) 使用料、手数料等の取扱いに関すること (5) 補助金、交付金等の取扱いに関すること (6) 町名・字名の取扱いに関すること (7) 公共的団体等の取扱いに関すること (8) 慣行の取扱いに関すること (9) 国民健康保険事業の取扱いに関すること (10) 介護保険事業の取扱いに関すること (11) 消防団の取扱いに関すること (12) 各種事務事業の取扱いに関すること

## 別表第 2 ( 第 7 条関係 )

公 印 の 名 称	規 格 ( ミリ メ ー ト ル )	書 体	個 数	使 用 区 分	保 管 責 任 者
釧路地域 6 市町 村合併協議会会 長印	方 2 1	てん書	1	会長名をもって 発する文書	事務局長
釧路地域 6 市町 村合併協議会会 長職務代理者印	方 2 1	てん書	1	会長職務代理者 名をもって発す る文書	事務局長
釧路地域 6 市町 村合併協議会事 務局長印	方 1 8	てん書	1	事務局長名をも って発する文書	事務局長